

笠間市の公共物等に有料広告を掲載します

笠間市では、事業所や商店などの振興を図りながら、市民生活の利便性の向上と市の新たな財源を確保する手段として、広告の掲載が可能な公共物等に有料広告を掲載します。

広告は、実施する公共物等ごとに、掲載する位置、その規格、掲載期間、掲載料等を定めて公募します。

掲載できる広告

掲載できる広告は、市民生活に関連した内容のものです。

掲載できないもの

掲載する広告の内容が次に該当するときは、掲載できません。

- (1)市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3)貸金業の規制等に関する法律(昭和

58年法律第32号)第2条の適用を受ける業であるもの

- (4)政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5)公共の秩序及び善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (6)その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

掲載をご検討の方へ

(1)要綱の確認

広告掲載をお考えの方は、各広告の募集内容のほか、「笠間市公共物等有料広告掲載取扱要綱」を必ずご確認ください。要綱は、笠間市ホームページからダウンロードすることができます。

(2)申込書に記入

笠間市ホームページから「笠間市広

告掲載申込書」をダウンロードしてご記入ください。

(3)提出

申込書に必要事項をご記入の上、各担当課へ提出してください。このほか、デザインや内容について打ち合わせを行います。

広告掲載までの流れ

1 広告の募集

所管部署において、公募します。

2 掲載の適否の審査・決定

基準に基づいて内容を審査し、掲載の適否を決定します。

3 決定の通知

②の決定の基づき、応募された事業所等に適否を通知します。

4 広告の掲載

公共物等の広告媒体に、広告を掲載します。

■問合せ先:総務課(内線208)

現在公募している広告

広報媒体の種類	掲載位置	規 格	掲載期間	掲 載 料
広報かさま 	市が指定する位置(4枠)	<p>①45mm×85mm または ②45mm×170mm</p> <p>①の場合は 最大4枠 ②の場合は 最大2枠</p>	1か月を単位として、12か月連続して掲載が可能	<p>45mm×85mmで 10,000円／月</p> <p>45mm×170mmで 20,000円／月</p> <p>担当 秘書課</p>
「笠間市公式ホームページ」バナー広告 	市が指定する位置(6枠)	50ピクセル×200ピクセル	1か月を単位として、12か月連続して掲載が可能	<p>20,000円／月</p> <p>担当 秘書課</p>
一般封筒の裏面 	<p>郵便用長型3号封筒の裏面(3枠)</p> <p>※申込み数が2枠に達しない場合は、延期する場合があります</p>	<p>縦5.5cm 横9cm</p> <p>掲載箇所 掲載箇所 掲載箇所</p>	<p>平成19年7月ごろから作成した封筒の残部がなくなるまで</p> <p>申込み期限／平成19年5月31日まで</p>	<p>45,000円／枠</p> <p>※封筒は約4か月分に当たる30,000枚を作成します</p> <p>担当 総務課</p>

問合せ先：秘書課（内線224） 総務課（内線208）